

個人情報保護に関する方針 - スピークアップ

はじめに

この文書の目的は、ロレアルのスピークアップ制度を通じて発行されたスピークアップ報告書に関連して伝達または収集された個人情報（以下「個人情報」といいます）が、ロレアルグループスピークアップポリシーに基づいて処理される条件を定めることです。

処理される個人情報

スピークアップ報告の場合、報告者は自身に関する個人情報のほか、必要に応じて関係者に関する個人情報やスピークアップ報告の処理に必要な情報を提供できる人物について、ロレアルに連絡することを求められることがあります。

さらにロレアルでは、スピークアップ報告の処理の一環として、他者（目撃者、応答者、面接で指名された人物）に関する個人情報を収集し、処理することがあります。

特定の報告書の処理に関連性がないことが明らかな個人情報は収集しないものとし、誤って収集した場合は、速やかに消去するものとします。

収集・処理される個人情報の種類には、以下のようなものがあります。

- 報告者の身元、職務、連絡先。
- スピークアップ報告書に関与する人物の身元、職務、連絡先。
- 報告者が自発的に伝えた情報、またはスピークアップ報告書の処理の結果として伝えられたその他の情報。このような情報は、事実に基づいており、報告書の主題と直接紐づいている必要があります。

ロレアルは、報告書を処理する際に、報告書の処理に必要な情報を提供できる人物（報告者によって指定される場合とされない場合があります）からも個人情報を収集することがあります。

目的と法的根拠

この個人情報の収集・処理の目的は、報告の可否を判断し、事実関係を確認し、必要に応じて是正措置を講じることにあります。

この個人情報は、ロレアルに課せられた法的義務に従って処理され、以下の措置の実施が必要とされます。

- **2016年12月9日**に制定されたサパンII法（第17条）に起因する報告制度は、フランス国内または海外での汚職行為や利益誘導を防止・検出するために、会社の行動規範に反する行為や状況の存在に関する事実を報告することを目的とした義務制度です
- **2016年12月9日**に制定されたサパンII法（第6条、第8条）に起因する報告制度は、フランスが正式に批准または承認した国際公約、そのような公約に基づいて行われた国際機関の一方的な行為、法律もしくは規則の違反、犯罪、重大かつ明白な侵害、または一般の利益に対する脅迫または重大な偏見についてを、当局に注意喚起することを目的とした義務制度です
- **2017年3月27日**に施行された警戒義務に関する法律に基づく報告制度で、その目的は、企業およびその管理下にある企業の活動に起因する、人権や基本的自由、人の健康と安全、環境に対する重大な侵害のリスクの存在または実現に関する報告を収集することであり、こうした活動がこの関係に関連している場合には、確立された商業的関係を維持している下請け業者またはサプライヤーの活動も含まれます。

さらにロレアルでは、次の2つの任意制度を導入することにより、ロレアルグループの倫理原則を維持するという正当な利益の一環として個人情報を処理します。

- ロレアルグループの倫理憲章と倫理方針に反する行為の報告を受け付けることを目的とした、ロレアルの倫理理念に基づく報告制度です。
- 報復防止に関する制度は、任意の仕組みで、身元が明らかにされた加害者、親族、スピークアップ報告書に関連して情報を提供した者に対して行われる可能性のあるあらゆる報復に対抗することを目的としています。

スピークアップ報告書に、個人の性的指向、健康データ、または犯罪歴や違反に関するデータなどの機密データが含まれている場合、そのようなデータは、特に法的要求の確立、行使、防御に必要な場合に処理されることがあります。

スピークアップ報告書の管理の一環として、または報告書発行後も、特に次の目的で統計を作成するために、データは保存されます。

- 倫理的調査を実施するための活動のかじ取り（調査を実施するための期間、調査管理プロセスの主要な段階での調査件数など）。
- 従業員とのコミュニケーション：国ごとの報告件数、申し立て内容など。

保存される統計データやその構成に使用されるデータでは、個人情報が削除されます。また従業員が特定されることは決してありません。

データ管理者

L'ORÉAL S.A. (41 rue martre, Clichy, France) は、収集および処理された個人情報に関するデータ管理者です。

スピークアップ報告書を取り扱う場合、個人情報は、ロレアルグループの他の事業体（該当する従業員、外部スタッフ、または利害関係者が雇用されているまたは所在する事業体など）によって収集、処理、転送されることがあります。この場合、そうした事業体もデータ管理者となります。ロレアルのすべての事業体は、この個人情報保護方針に概説された目的のために個人情報を処理するものとします。ロレアルグループスピークアップポリシーに関連した他の事業体による個人情報の使用の詳細については、該当する事業体のプライバシーポリシーや声明、該当する内部告発ポリシーや声明を参照してください。

このような方法でロレアルグループにより個人情報が収集・処理されている方は、以下の部門まで詳細をお問い合わせいただけます。

L'Oréal S.A.
Générale de
L'Éthique (最高倫理責任者室)
41 rue Martre
92100 Clichy, France
電話番号：+33 1 47 56 87 93

特定のロレアル事業体による個人情報の収集および処理に関する詳細については、当該事業体の個人情報に関する連絡先を参照してください (dpo@loreal.com)。

保持期間

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人を特定できる状態で保管されます。ただし匿名データ（1人または複数の識別済みまたは識別可能な自然人に繋がることがなくなったデータ）は、無期限に保存されることがあります。

書類の保持に関して適用される法的規定に従い、スピークアップ報告書が認められない場合、報告書を受領

した時点で、その報告書に関連するデータは匿名化されるか、または速やかに削除されるものとします。

スピークアップ報告書が認められる場合、報告書に関するデータは調査に必要な期間保存されます。

なんらかの措置が取られない場合、スピークアップ報告書は書類の保持に関して適用される法的規定に従い、検証終了時から最大2か月以内に匿名化されるか、削除されるものとします。

「以降の措置」とは、スピークアップ報告書の結論を導き出すために機関がとる決定を意味します。これには、組織の社内規則（社内規定、倫理規定など）の採用や変更、会社の業務やサービスの再編成、あらゆる形式の懲戒処分の宣告、スピークアップ報告書に記載された事実に関連して公的機関に係属している手続き、または法的措置の実施が含まれる場合があります。

スピークアップ報告書がフォローアップされると、収集したデータは改善計画の実施に必要な期間保存されます。たとえばデータは、応答者や不正な報告書の作成者に対する懲戒手続または訴訟手続が終了するまで、または決定に対する不服申し立ての除斥期間中、保持される場合があります。

この期間の終了後、スピークアップ報告書に関連するデータは、内部告発者の保護、継続的な違反の発見、または法的要求の防御のために、中間アーカイブの形式で保管されることがあります。この場合、デフォルトで選択された保持期間は、不法行為に関する法律上の除斥期間に対応しています。つまり、最後に記録された事実から6年間であり、文書の保管に適用される現地の法律規定に従うものとします。

speakup.loreal.comで使用される**Cookie**は、いかなる状況においても、ユーザーの特定につながる個人情報は取得できません。このような**Cookie**は、ユーザーによるサイトの使用（接続回数、接続時間、ユーザーが接続する国など）を文書化するために使用されます。

以下は、スピークアップ報告書に関連するデータの保持期間の要約表です。

スピークアップ報告書処理のための時間ステップ（1日 = 1営業日）

		スピークアップ報告書の受領確認	報告書の許容性を検討するために必要な時間の伝達（報告書受領時）	対象者に対する報告書の存在と、対象者に関する個人情報収集についての情報（報告書の受領確認時）	報告者がフォローアップ措置に関するフィードバックを受け取る（報告書の受領確認時）	改善計画の実施（調査報告書検証時）	誤報防止のための検証対策（調査報告書検証時）	中間アーカイブ（処理目的のために必要なデータのみ - [調査報告書検証時]）		中間アーカイブ：報告書に紐づけられた個人情報の削除や匿名化
								応答者または不正報告書の作成者に対して開始された懲戒手続または争訟手続	継続的な違反行為の記録と内部告発者の保護	
認められない報告書	申し立てが明らかに範囲外のため	自動または即時	7日	該当なし	15日以内の不受理通知	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	不受理へのフィードバック後の遅延なし
	情報不足（報告者の反応がない匿名報告など）						該当なし	該当なし	6年	中間アーカイブ期間満了後、または報復防止検証後すぐに
認められる報告書	法的手続きまたはそれに相当する進行中のもの			1か月 例外：調査の実施に必要な予防措置に基づくもの。	原則：3か月 例外：特別な事情がある場合は6か月	2か月	調査報告終了から1年間	6年または現在の手続きに連動した期間	該当なし	
	ただし改善計画（研修、懲戒処分など）はなし							該当なし	保持：継続的な違反行為を確認させるのに要した時間（新しいアラートが出るために保持期間が延長される） - 除斥期間： - 不法行為6年 - 犯罪20年	- 2か月：非報復行為の終了時から - 継続的侵害：中間アーカイブ期間終了直後
	改善計画あり（研修、懲戒処分など）							6年または改善計画の実施後、継続中の懲戒手続に関連する期間		

情報受信者

デジタルソリューションをホストするEQSプロバイダーは、プラットフォーム上で交換されたデータにはアクセスできません。交換はエンドツーエンドで暗号化/保護されています。このように、プロバイダーの役割は、調査に関与することなく、運用ITサービスを提供することに限られます。

調査データにアクセスできる者は、以下の通りです。

- 調査に関与している者（調査に関与している目撃者、報告者、応答者など）。

調査の管理に関与する者（特に倫理部長（DGE）、スピークアップ報告書を処理する権限を与えられた者、より一般的にはグループスピークアップポリシーに従って、スピークアップ報告書の収集や処理に関連して呼び出される可能性のある者、または適切な措置を取るために呼び出される可能性のある者）。これには、ロレアルまたはその事業体内の個人（調査監督者、調査官、人事部、応答者マネージャーなど）、独立した第三者に調査を委託する場合は法律事務所、翻訳会社などが含まれます。

各人は、スピークアップ報告書を解決するために自分の関与に必要な厳選された情報のみを受け取ります。

中間アーカイブへのアクセスは、DGEまたはDGEが報告書の処理を許可した者に限られ、報告者またはスピークアップ報告書の処理に参加した者の保護を確保するため、または以前の報告書の対象となった者に新たな報告があった場合、もしくはロレアルが司法的問題に対応するため、もしくは当局の要請に応じるためにのみ可能となります。

安全なロレアルスピークアップウェブサイト：

www.lorealpeakup.comを通じてスピークアップ報告がなされた場合、ロレアルの外部サービスプロバイダーもデータ受信者とみなされます。これらの者は全員、厳格な守秘義務に拘束されており、この手順を厳格に遵守してデータを処理する義務があります。

欧州連合外への個人情報の転送

スピークアップ報告書を処理する際、個人情報はフランスのロレアル本社から、関連組織でスピークアップ報告書を扱う担当者に転送されることがあります。こうした転送の目的は、スピークアップ報告書の処理を可能にすることです。

適切なレベルのデータ保護が確保されていない欧州連合外の国への個人情報の転送は、欧州委員会が承認する標準的な契約条項を含む適切な保護措置の対象となります。スピークアップ報告書に関連して個人情報が収集・処理されている方は、上記のサービスに記載されている保証書（標準的な契約条項など）のコピーを請求できます。

異議申し立ての権利

個人情報がロレアルスピークアップ制度の下で収集・処理されている方は、各自の特定の状況に関連した理由に基づきその個人情報の処理に異議を申し立てる権利を有しています。

このような異議申し立ての権利は、法的義務の遵守や管理者の正当な利益のために必要な処理業務のために行使することはできません。

報告者が異議申し立ての権利を行使した場合、スピークアップ報告書を処理することはより困難であり、場合によっては不可能な場合もあることに注意してください。

さらに、この異議申し立ての権利は、ロレアルがスピークアップ報告書を処理し、報告者を保護するという法的義務を果たすことを妨げるものではありません。

その他の権利

また、

ロレアルスピークアップ制度の枠組み内で個人情報が収集・処理されている方には、次の権利もあります。

- 個人情報へのアクセス権。これは、個人情報が処理されているかどうかをデータ管理者から確認し、処理されている場合は処理に関する具体的な情報を含む個人情報へのアクセス権を得ることを意味します（適用される法律に準拠）。この権利を行使しても、行使者には他の自然人の個人情報へのアクセス権は与えられません。
- 不正確な個人情報を修正し、不完全な個人情報を完全にする権利。この権利を行使しても、報告書に含まれている要素や、その調査中に収集された要素の遡及修正はできません。そのため、元々収集したデータを消去したり置き換えたりすることなく、事実に関するデータを修正でき、裏付けとなる証拠によってその重要な精度を検証できるようになります。
- 個人情報の削除を求める権利（「忘れられる権利」とも呼ばれます）。これは、データ主体がデータ管理者から、特定の場合には個人情報の削除を求めることができます（スピークアップ報告書の処理のためにロレアルが個人情報を必要としなくなった場合など）。この権利を行使する場合は、ロレアルに適用される法的文書保持要件に従うものとします。
- 個人情報の処理を制限する権利（場合によっては処理の停止を求めることも含む）。
- 死亡後の個人情報の保持、削除、伝達について指示を与える権利。

この異議申し立ての権利に関しては、上記の権利を行使して、ロレアルがスピークアップ報告書を処理し、報告者を保護するという法的義務を果たすことを妨ぐことはできません。

これらの権利は、データ管理者のセクションに記載されるように、データ管理者にリクエストを送信することで行使できます。

苦情申し立ての権利

ロレアルスピークアップ制度の下で個人情報が収集・処理されている方は、適用される規則に違反していると疑われる場合、特にその方の居住地や勤務地、あるいは適用される規則の違反の疑いのある場所である欧州連合加盟国において、所轄の監督当局に苦情を申し立てる権利を有しています。

